

平成 21 年 1 月 22 日  
企業会計基準委員会

## 「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」の公表

### コメントの募集

我が国の退職給付に関する会計基準等としては、平成 10 年 6 月に企業会計審議会から公表された「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」及び「退職給付に係る会計基準」並びに平成 11 年 9 月（最終改正 平成 19 年 6 月）に公表された日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」などがあります。

現在、当委員会では、平成 19 年 8 月に公表した「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意）を踏まえ、平成 23 年を目途として、退職給付に関する会計基準等を見直すこととしております。この見直しにあたり、国際的な議論の動向やこれまでの我が国での議論の経緯も踏まえた上で、退職給付会計に関する論点を幅広く示し、どのような論点について、どのように見直しを進めるかの議論の整理を図るため、広く一般から意見を求めることを目的とした標記の論点の整理（以下「本論点整理」という。）の公表が平成 21 年 1 月 15 日の第 169 回企業会計基準委員会において承認されましたので、本日公表いたします。

本論点整理の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本論点整理で取り上げた論点等につきご意見がある方は、平成 21 年 4 月 6 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：taikyu-ronten@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

## 本論点整理の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本論点整理を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本論点整理をお読みくださいますようお願い申し上げます。

また、本論点整理に対するご意見につきましては、本論点整理に記載された事項だけでなく、退職給付の会計処理に関するものであれば、どのような事項でもお寄せください。

## 背景

当委員会は、「東京合意」を踏まえ、退職給付に関する会計基準等の見直しについては、国際的な見直しの議論と歩調を合わせて中長期的に取り組むこととしている。国際会計基準審議会（IASB）は、退職給付に関する会計基準を見直すプロジェクトを進めており、平成20年（2008年）3月にディスカッション・ペーパー「IAS第19号『従業員給付』の改訂に係る予備的見解」（以下「IASBのDP」という。）を公表している。当委員会では、このIASBでの見直しの議論について意見発信を行っていく方針であるが、こうした意見発信や我が国での今後の検討にあたっては、退職給付会計に関する論点をどのように考え、会計基準のコンバージェンスをどのように図るかという観点からの論点の整理が必要と考えられる。

当委員会では、このような観点から、現段階で退職給付会計に関する論点を幅広く取り上げた論点整理を公表し、平成23年を目途とする今回の取組みの中で、退職給付に関する会計基準等をどのように見直していくかについての検討に資するよう、広く意見を求めることとした。

### 【論点1】退職給付債務及び勤務費用の会計処理

#### [論点1-1] 予測単位積増方式による測定方法等の見直し

退職給付債務及び勤務費用の計算方法については、国際的な議論の中で、予測単位積増方式による測定方法等を見直すべきではないかという考え方が論点とされている。

この論点は、国際的な議論の中でも平成23年頃までに、本格的な検討はなされないことが予想されるため、これら議論と歩調を合わせて検討することが効率的であると考えられる。

#### [論点1-2] 退職給付債務及び勤務費用の測定方法

退職給付債務及び勤務費用の測定方法に関しては、退職給付見込額の期間帰属の方法や予定昇給率、割引率の設定方法について、これまでの我が国の会計基準や国際的な会計基準のそれぞれの考え方を確認し、どのようにコンバージェンスを図るかの検討が必要ではないかという意見がある。

特に退職給付見込額の期間帰属の方法については、他の論点との関連を考慮すると、

退職給付会計全体の中での整合性をとるために見直しが必要という見方もあり、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、この論点について取り上げることが考えられる。

#### **【論点 1-3】 小規模企業等における簡便法の容認**

我が国の会計基準では、小規模企業等においては期末自己都合要支給額などを利用した簡便法を用いることができるとしているが、国際的な会計基準ではこのような定めはない。

こうした点を踏まえると、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、この相違点を取り上げる必要があるか、国際的な会計基準も参考に、取扱いを引き続き検討することも考えられる。

### **【論点 2】 年金資産及び期待運用収益の会計処理**

#### **【論点 2-1】 期待運用収益の取扱い**

IASB の DP では、期待運用収益の取扱いを廃止することが提案されている。この論点については、[論点 4-1] と併せて検討することが考えられる。

また、この議論とは別に、我が国における現行の期待運用収益率の設定方法の考え方は、国際的な会計基準と同じであるか、特に、運用面においても同じであるか疑問とする指摘がある。これについては、国際的な会計基準の考え方を確認しながら、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、我が国の期待運用収益率の考え方についての整理をする必要があるか、引き続き検討することも考えられる。

#### **【論点 2-2】 退職給付信託の取扱い**

退職給付目的の信託（以下「退職給付信託」という。）については、退職給付会計基準の導入時点で必要とされた政策的な役割について、現状に即した見直しが必要になったのではないかという指摘や、年金資産として認められる退職給付信託の範囲について見直しが必要ではないかという見方がある。

こうした見直しの要否については見方が分かれているが、国際的な会計基準の考え方を確認しながら、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、退職給付信託の見直しそのものが必要であるか、引き続き検討することも考えられる。

### **【論点 3】 貸借対照表で計上する退職給付に係る負債**

#### **【論点 3-1】 年金資産と退職給付債務の総額表示**

退職給付制度に関する退職給付債務と年金資産との純額を退職給付に係る負債（又は資産）として認識することを改め、退職給付債務と年金資産を総額で認識すべきではないかという考え方がある。

しかし、こうした考え方についての検討は、国際的な議論では一旦、延期される公算が大きいため、これら議論と歩調を合わせて検討することが効率的であると考えられる。

#### **[論点 3-2] 制度の積立状況の貸借対照表での計上**

米国会計基準や IASB の DP での提案と同様に、貸借対照表で計上する退職給付に係る負債（又は資産）として、制度の積立状況（退職給付債務から年金資産を控除した額）に未認識項目を加減したものから、制度の積立状況を示す額に変更すべきという考え方がある。

国際的な議論の中では、この変更により、理解可能性や表現の忠実性を改善することができる」と説明されており、このような点を踏まえると、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、この論点について取り上げることが考えられる。

### **【論点 4】 数理計算上の差異と過去勤務債務の会計処理**

#### **[論点 4-1] 数理計算上の差異の会計処理**

IASB の DP では、数理計算上の差異の遅延認識の廃止が提案されており、また、この場合の処理として、数理計算上の差異についてリサイクルを伴わずに損益計算書の外で認識する、クリーン・サープラス関係（当期純利益と株主資本の連繋関係）が保たれていない方法も検討されている。

仮に IASB が遅延認識を廃止する方向性となった場合には、これに対する我が国での考え方の整理や確認をすることも考えられる。

#### **[論点 4-2] 重要性基準と回廊アプローチ**

重要性基準を廃止し、回廊アプローチを導入すべきという考え方があるが、この論点は [論点 4-1] と関連しているため、これらの整理が必要となる。

重要性基準の廃止と回廊アプローチの導入の是非を巡っては、多様な意見があるため、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、この論点について取り上げることが考えられる。

#### **[論点 4-3] 過去勤務債務の会計処理**

IASB の DP の中では、権利が未確定の過去勤務債務を損益計算書上で即時認識する方法が提案されている。この論点については、[論点 4-1] と併せて検討を行うことが考えられる。

また、即時認識しないことを前提とする場合であっても、我が国の会計基準は現行の国際財務報告基準とは相違点があるため、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、この相違点を取り上げる必要があるか、引き続き検討することも考えられる。

#### **【論点 5】 損益計算書における退職給付費用に係る表示**

国際財務報告基準では、退職給付費用は単一の科目で表示すべきかどうかについては明示しないとしており、実務上は複数の科目で表示されていることもある。我が国でも同様に、退職給付費用の一部について、営業損益ではなく財務損益で表示すべきではないかという意見がある。

現在、国際的な議論の中でこの論点の検討が進められている最中ではあるものの、我が国においても〔論点 4-1〕と併せて、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しについての検討の中で、こうした考え方について引き続き検討することも考えられる。

#### **【論点 6】 退職給付（給付建制度）に係る開示**

国際的な会計基準では給付建制度に関する幅広い開示が要求されており、それらの中には、我が国の会計基準では開示が要求されない情報、特に実際運用収益など、年金資産に関するものがある。

退職給付に係る国際的な議論の中では、近年、期待運用収益率を恣意的に設定することで、会計操作を行い得るのではないかという懸念が取り上げられていることなども踏まえると、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、特に年金資産の状況に関する開示の拡充の論点について取り上げることが考えられる。

#### **【論点 7】 清算と縮小の会計処理と表示**

我が国の会計基準では、将来勤務に係る部分の減額改訂に起因して発生した退職給付債務の減少についても過去勤務債務として取り扱っており、こうした部分を給付建制度の縮小として取り扱う国際的な会計基準とは異なっている。したがって、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、特に〔論点 1-2〕に示した退職給付見込額の期間帰属の方法の論点と併せる形で、給付建制度の清算と縮小の会計処理について見直しを行う必要があるか、引き続き検討することも考えられる。

なお、清算又は縮小の場合における未認識数理計算上の差異等の会計処理については、国際的な会計基準の間でも相違があるが、これらについては国際的な議論の中でも見直しが予定されていないため、我が国での今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、この論点について取り上げる優先順位は高くないものと考えられる。

#### **【論点 8】 キャッシュ・バランス・プランの会計処理と表示**

我が国でも採用が認められているキャッシュ・バランス・プランは、給付建制度と拠出建制度の特徴を併せ持つといわれ、国際的な議論の中では、従来の給付建制度の計算方法に従って処理をした場合、様々な問題が生じるという指摘があり、IASB の DP の中では、これに係る退職給付債務を公正価値で測定する提案がなされている。しかしながら、我が国のキャッシュ・バランス・プランについては、従来の給付建制度と

同様の会計処理を適用しても大きな問題は生じにくいと考えられており、また、IASBでの検討が中断される可能性もある。

ただし、従来どおりの処理とする場合でも、[論点 1-2] と関連する部分については、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、考え方を整理する必要があるか、引き続き検討することも考えられる。

#### **【論点 9】 複数事業主制度の会計処理と開示**

我が国の複数事業主制度に係る連結財務諸表上の会計処理及び開示は、国際財務報告基準の取扱いと概ね同様と考えられるが、親会社に子会社、関連会社を加えた企業年金制度については、子会社等のそれぞれの個別財務諸表上での取扱いには相違する部分もあると考えられる。

したがって、このような点を踏まえると、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、この論点を取り上げる必要があるか、引き続き検討することも考えられる。

#### **【論点 10】 その他の退職後給付**

我が国には、退職給付に関する会計基準等以外にはその他の退職後給付を取り扱う会計基準は特にないが、国際的な会計基準においては医療給付など、その他の退職後給付を幅広く取り扱う基準が存在する。

こうした給付制度は、我が国の企業ではあまり採用されていないと考えられるものも多く、検討対象となるものはあまりないと考えられる一方で、国際的なコンバージェンスの観点からは、そのような制度の会計処理についても、併せて整理すべきではないかという意見もあるため、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、整理そのものが必要であるか、引き続き検討することも考えられる。

以 上